

平成29年度 砺(工)第1号「砺波地方衛生施設組合汚泥再生処理センター整備工事」の
競争入札に関する質問に対する回答

質問箇所			質問内容	回 答
書類名	項目	事柄		
工事発注仕様書	P22	2) 受入室	受入室に係る工事期間中(1~2か月程度)受入室が1車線通行になることが想定されますが、車両の通行制限等により工事の実施にご協力頂くことでよろしいでしょうか。	工事発注仕様書1ページの1一般概要に「現有施設を稼働しながらの施工となることから、本組合と十分協議のうえ綿密な施工計画を立案し」とありますので、工事期間中のそれらの対応については、本組合と協議し施工計画案を提示頂くこととなります。
工事発注仕様書	P44	2) 情報処理装置	ネットワークカメラの設置場所が、⑤「構内」と記載がありますが、具体的な設置場所をご教示願います。	⑤の設置場所は、処理棟南側を監視できる位置とします。その場合、既存のITVカメラが取り付けられている支柱を利用することも可とします。
工事発注仕様書	P46	第5節 撤去工事	既設倉庫、車庫内の備品の移動、又は撤去処分は、貴組合にて実施いただけると考えてよろしいでしょうか。	工事発注仕様書45ページ1脱水(資源化)設備室設置工事1)に「汚泥発酵焼却室・倉庫・車庫のスペースを用い計画」とあるので、工事発注仕様書6ページ1適用範囲に示されているように「工事施工上当然必要と思われるもの」として備品の移動や撤去処分については、工事受注者が行うこととなりますが、要否の判断や移動場所については、本組合の指示に従って頂きます。
工事発注仕様書	P46	第5節 撤去工事	「施設運搬や適正処理に支障をきたす設備・機器は撤去すること」とありますが、有価物については受注者にて場内指定場所まで移動の上、貴組合にて利用と考えるよろしいでしょうか。	撤去品は、受注者にて有価物と廃棄物に分別し、場内指定場所へ移動・管理願います。有価物は本組合で対応しますが、処分費を要する廃棄物は、受注者にて処理願います。
入札公告	9 入札参加資格	(5) 技術者の配置	「本工種に関する監理技術者を配置できること。」と記載がありますが、当該条件を満たす監理技術者について、工場製作期間と現場工事期間とで別の技術者を配置することは可能でしょうか。	配置予定技術者調書欄外の注4「工事契約期間中の監理技術者の変更は原則不可とする」とは、事前に配置予定者を期間別に分けて申告することを妨げるものではありません。その場合は、項目の監理技術者のあとに、()で期間がわかるように明記し技術者ごとに調書を作成ください。